

～地域の消費者トラブル、きづいてつながろう～ 「消費生活サポーター」養成講座の参加者を募集します！

川崎市消費者行政センターでは、地域と消費者行政センターの橋渡し役となっていただく「消費生活サポーター」養成講座の参加者を募集します。

<消費生活サポーターとは>

地域において、消費生活に関する見守りや知識を広げる担い手として、御自身のライフスタイルや経験に合わせ、ボランティアとして活動していただくサポーターのことです(公的資格を付与するものではありません)。令和6年10月現在、約120名の方に地域で御活躍いただいています。

- 伝える** 地域の集まり等で、消費者トラブル等の話題を取り上げる。 など
- つなぐ** 身近な方との会話の中で消費者トラブルの話を聞いたら、センターの窓口を紹介し、相談を勧める。 など
- 学ぶ** 啓発冊子や出前講座等で消費者問題等についての知識を学ぶ。 など

1 日時・会場

●日時 1日目 令和6年12月 2日（月） 13:30～16:30

2日目 令和6年12月11日（水） 13:30～16:30

※消費生活サポーターとして市に登録いただくためには、全2回の講座を受講していただく必要があります。

●会場 川崎市総合自治会館 大会議室

（川崎市中原区小杉町3丁目600番コスギサードアヴェニュー4階）

2 内 容

- ・悪質商法などの最近の消費者トラブルの事例と対処方法
- ・消費者が契約について知っておくべき基本的な法律知識
- ・「消費生活サポーター」としての役割・心構えとコミュニケーションなど



消費者行政センター
キャラクター「てるみ～にゃ」

3 対 象

市内在住・在勤・在学の18歳以上（令和7年3月末現在）の方

4 定員人数

50名

5 申込方法

申込フォームもしくは電話

10月21日（月）から11月22日（金）までにお申込み（先着順）

（申込先：消費生活サポーター養成講座事務局 080-7155-5502）

詳細は、チラシ及び川崎市消費者行政センターのホームページを御覧ください。



ホームページ

6 その他

参加費無料

問合せ先：川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター 石渡
電話（044）200-2261

COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



消費者行政センター
イメージキャラクター
てるみ〜にゃ



～地域の消費者トラブル、きづいてつなごう～

第7期

消費生活 サポーター 養成講座

参加費
無料

受講者
募集



『消費生活サポーター』とは、地域において、消費生活に関する見守りや知識を広げる担い手として、ご自身のライフスタイルや経験に合わせ、ボランティアとして活動いただくサポーターのことです。

消費生活に関する講座を2日間受講いただくと、『消費生活サポーター』に登録いただけます。

受講修了証は登録を希望しない方にも交付します。

1日目 令和6年 **12月2日** (月) 13:30～16:30

2日目 令和6年 **12月11日** (水) 13:30～16:30

対象者 市内在住・在勤・在学の18歳以上（令和7年3月末時点）の方

講座内容

- ▶ 悪質商法などの最近の消費者トラブルの事例と対処方法
- ▶ 消費者が契約について知っておくべき基本的な法律知識
- ▶ 「消費生活サポーター」としての役割・心構えとコミュニケーションなど

会場

川崎市総合自治会館 大会議室

川崎市中原区小杉町3丁目600番 コスギ サード アヴェニュー 4階

定員人数 50名

申込期間

10月21日（月）10:00 から
11月22日（金）17:00 まで

申込方法

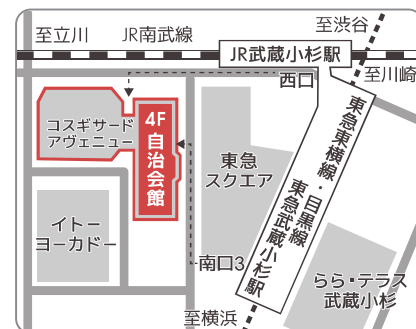
申込フォームもしくは電話にて受付
定員に達し次第、受付終了

お申込みはこちらから



申込先

消費生活サポーター養成講座事務局



申込・受講に関するお問い合わせ

事業に関するお問い合わせ

消費生活サポーター養成講座事務局

（業務委託先：株式会社エヌクリエイション）

TEL：080-7155-5502（平日10:00～17:00）

川崎市消費者行政センター

TEL：044-200-3864（平日8:30～17:15）

消費生活サポーターの主な活動は？

伝える

- ・身近な人に消費生活の情報などを伝える
- ・地域の集まり等で消費者トラブル等の話題を取り上げる
- ・地域のグループで、センターが実施している出前講座「くらしのセミナー」（無料講師派遣）を利用する

…など

つなぐ

- ・高齢者等への「声かけ」や「見守り」をする
- ・身近な方との会話の中で消費者トラブルの話を聞いたら、センターの窓口を紹介し、相談を勧める

…など

学ぶ

- ・啓発冊子や出前講座等で消費者問題等についての知識を学ぶ
- ・消費者行政センターが開催する講座・イベントに参加する

…など



消費生活サポーターになっていただくと・・・

- サポーター登録証とサポーター手帳を交付します
(公的資格を付与するものではありません)
- センター主催の最新のイベント・講座情報や消費生活情報を掲載した「くらしの情報かわさき(季刊)」を定期的に送付します
- 今知りたい最新の消費生活情報をメールで配信します
- センター主催の無料の講座・イベントでは同じ意識を持つ方々との交流の機会も！

申込期間 10月21日(月) 10:00 から 11月22日(金) 17:00 まで

申込方法 川崎市のホームページ「消費生活サポーター制度について」に掲載されている受講申込のリンクをクリックし、申込フォームに必要事項を入力してください。

※ご記入いただいた個人情報は、当該事業の運営以外には使用いたしません。

「消費生活サポーター制度」について

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000096723.html>



電話でのお申込みも可能です。氏名、年齢、住所、電話番号（日中連絡先）、メールアドレス等を伺います。

申込・受講に関するお問い合わせ

消費生活サポーター養成講座事務局
(業務委託先：株式会社エヌクリエイション)
TEL：080-7155-5502 (平日 10：00～17：00)

事業に関するお問い合わせ

川崎市消費者行政センター
TEL：044-200-3864 (平日 8：30～17：15)